

小金井市国土強靱化地域計画

骨子(案)

令和3年7月

小金井市

目次

1	計画の基本的事項.....	1
1.1	策定の趣旨.....	1
1.2	計画の位置づけ.....	1
1.3	地域防災計画との関係.....	2
1.4	計画の期間.....	3
1.5	市の自然的条件.....	3
1.6	市の社会的条件.....	5
2	基本的な考え方.....	11
2.1	想定リスク.....	11
2.2	目指すべき将来の地域の姿.....	16
2.3	基本目標.....	16
2.4	事前に備えるべき目標.....	16
2.5	国土強靱化を推進する上での基本的な方針.....	17
3	脆弱性評価.....	19
3.1	脆弱性評価の考え方.....	19
3.2	リスクシナリオの設定.....	20
3.3	施策分野の設定.....	22
3.4	脆弱性評価の結果.....	22
4	推進方針.....	23
5	計画の推進.....	23
5.1	進捗管理.....	23
5.2	計画の見直し.....	23

1 計画の基本的事項

1.1 策定の趣旨

我が国は、東日本大震災において、未曾有の大災害を経験した。この教訓を踏まえ、大規模自然災害等に備えるため、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施すること等を基本理念とする「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成 25 年 12 月 11 日)」(以下「基本法」という。)が制定された。平成 26 年 6 月に基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定され、平成 30 年 12 月には近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ基本計画の変更が行われるなど、政府による強靱な国づくりが進められている。

都では、平成 28 年 1 月に「東京都国土強靱化地域計画」が策定されており、東京における国土強靱化施策を着実に推進していくこととしている。

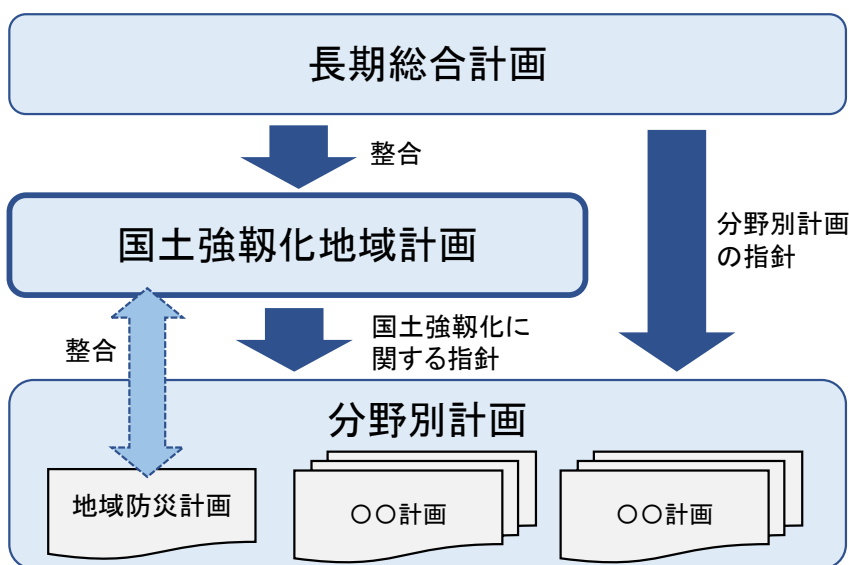
本市においても、自然災害などに備え、強くしなやかなまちづくりに総合的かつ計画的に取り組むため、「小金井市国土強靱化地域計画」(以下「本計画」という。)を策定する。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画である「国土強靱化地域計画」として策定する。本市の国土強靱化以外の計画等の指針となるものである。

また、基本法第 14 条に基づき国の基本計画と調和を図るとともに、都の地域計画とも調和を図るものとする。

図表 国土強靱化地域計画の位置付け



1.3 地域防災計画との関係

地域防災計画と国土強靱化地域計画の関係について、計画の性質、根拠法、検討アプローチ、主な対象フェーズ、施策の設定方法の観点で対比すると下表のとおりとなる。

地域防災計画は、災害対策基本法に基づくものであり、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「震災編」や「風水害編」としてリスクごとに計画が立てられている。主に発災後の組織体制や関係機関との役割分担のほか、予防対策、応急対策、復旧対策として発災前後の対応が定められている。

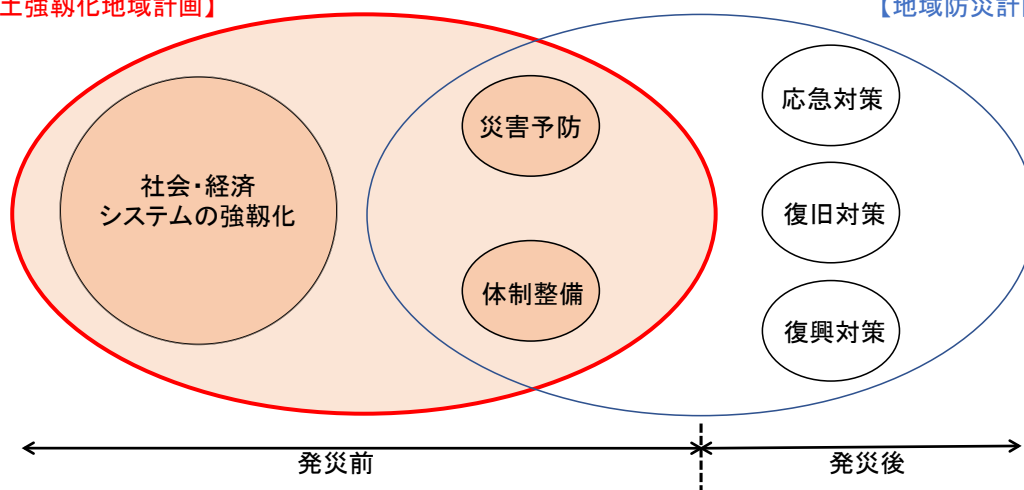
本計画は、国土強靱化基本法に基づくものであり、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を明らかにし、脆弱性評価を行った上で、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策をまとめたものである。また、国土強靱化に係る指針性を有することから、地域防災計画に対しても指針となる。

図表 国土強靱化地域計画と地域防災計画の比較及び関係

区分	国土強靱化地域計画	地域防災計画
計画の性質	強靱なまちづくりのための指針を示す計画 (平時における施策を位置付ける)	主に発災後の組織体制や関係機関との役割分担、経過時間ごとの取組など、総合的な防災対策を取りまとめた計画
根拠法	国土強靱化基本法	災害対策基本法
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般に対して計画を検討	災害の種類ごとに計画を検討
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—

【国土強靱化地域計画】

【地域防災計画】



1.4 計画の期間

令和 3 年を始期とし、国や都の動向、総合計画をはじめとする各種計画等との整合性や施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行う。

1.5 市の自然的条件

(1) 位置及び地勢

本市は、東京都のほぼ中央、武蔵野台地の南西部にあり、都心から約 25km 西方に位置している。東は武蔵野市、三鷹市、西は国分寺市、南は調布市、府中市、北は小平市、西東京市に接しており、市の中央部には JR 中央本線が東西に、東南部には西武多摩川線が南北に通る、中央部には小金井街道が南北に、北部には五日市街道が東西に通っている。

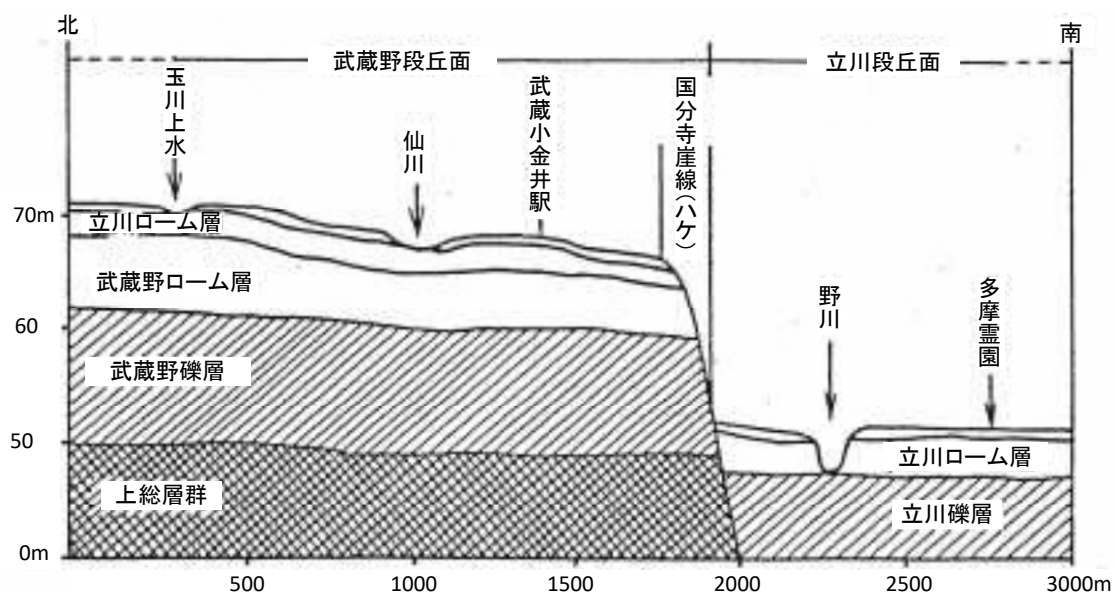
(2) 地形、地層及び活断層

古多摩川が形成した高低二つの大地が広がっている。二つの大地の狭間に「はけ」と呼ばれる高低差 12m～14m の国分寺崖線がある。

砂岩からなる海成層を基盤に上総層群、段丘礫層、関東ローム層、火山灰層という地層で大地が構成されており、表土を黒土が覆っている。

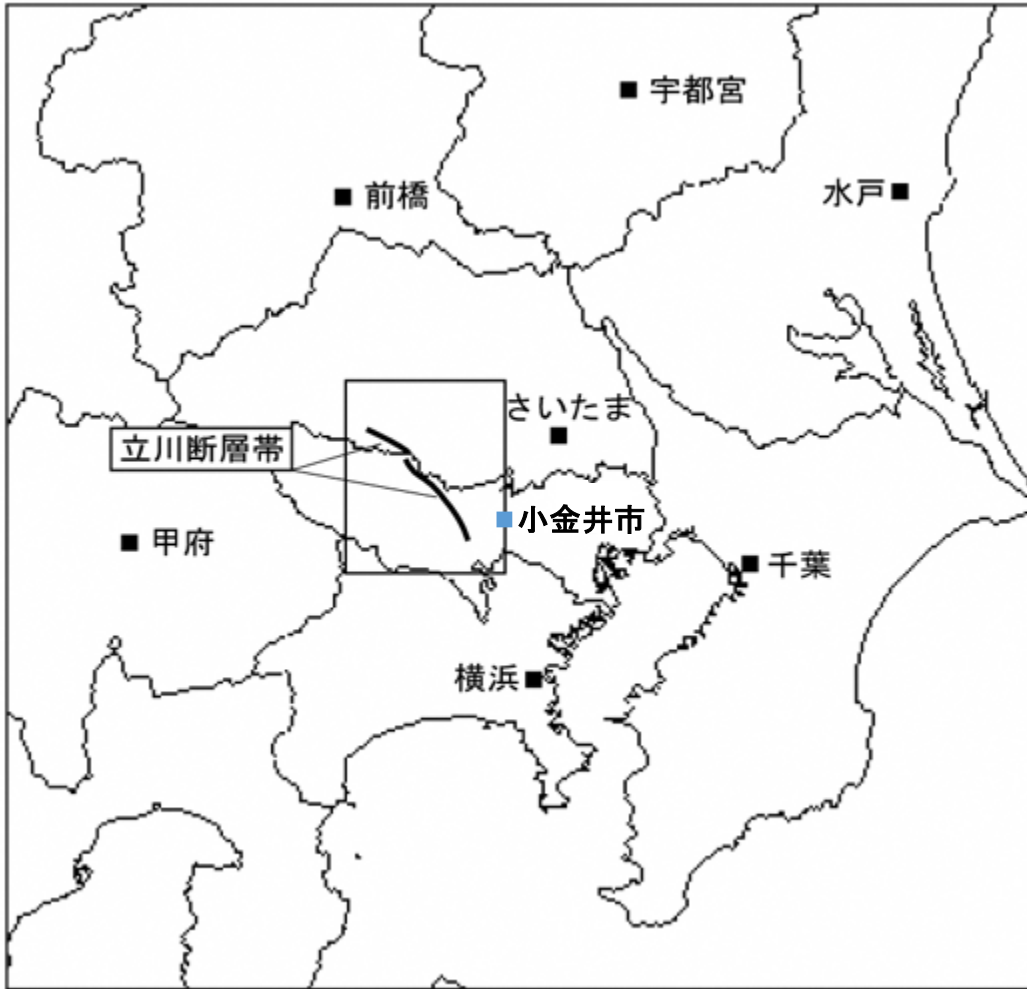
本市の西には、立川断層帯がある。地震調査研究推進本部によれば、マグニチュード 7.4 程度の地震が発生すると推定され、その際に北東側が相対的に 2～3m 程度高まる撓(たわ)みや段差が生じる可能性がある。今後 30 年の間に地震が発生する可能性は、我が国の活断層の中ではやや高いグループに属する。

図表 小金井市の地層断面



(出典:地域防災計画)

図表 立川断層帯の位置図



(地震調査研究推進本部 HP より引用し一部改変(本市の位置を追加))

(3) 河川

市内には世田谷区付近で多摩川に合流する野川、仙川が流下し、東町周辺には盛土・埋土による浅い谷地形が形成されている。仙川沿川では比較的小規模な凹地が形成されており、地表水が集水しやすく、内水被害履歴があるとともに、軟弱地盤となっている。

図表 急傾斜地、盛土・埋土地の分布図



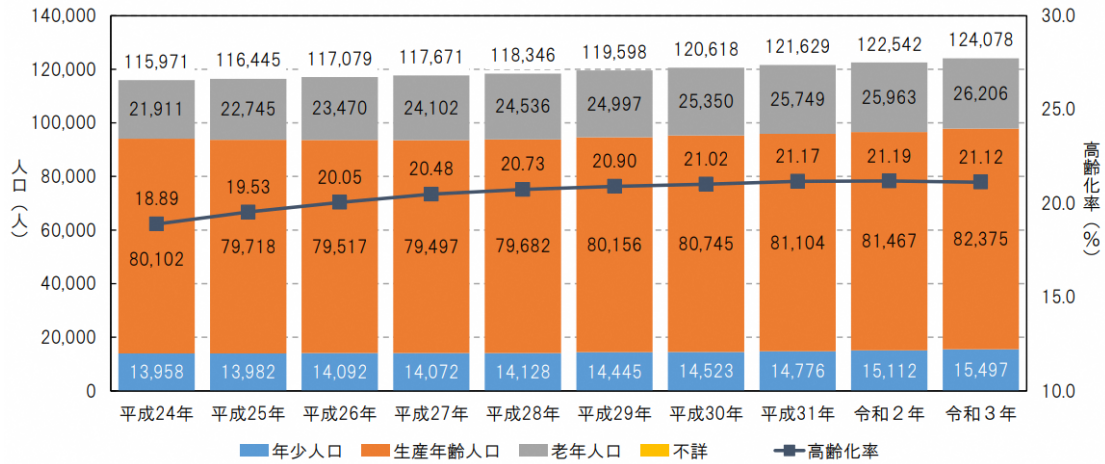
(出典:地域防災計画)

1.6 市の社会的条件

(1) 人口

本市の人口は、約 12 万人をピークに減少へ向かうと見込んでいたところ、平成 29 年 10 月に 12 万人を超えてからも老年・生産年齢・年少人口の全ての年齢区分で微増傾向で推移しており、令和 3 年 4 月時点で 124,078 人になっている。ただし、この中で、老年人口の増加率が約 20%と最も大きくなっており、高齢化率は 2 割を上回っている。近年合計特殊出生率が低下してきていることから、高齢化と少子化は更に進行していくものと考えられる。

図表 小金井市の年齢3区分別人口の推移と比率



(出典:住民基本台帳(各年4月1日))

(2) 都市基盤

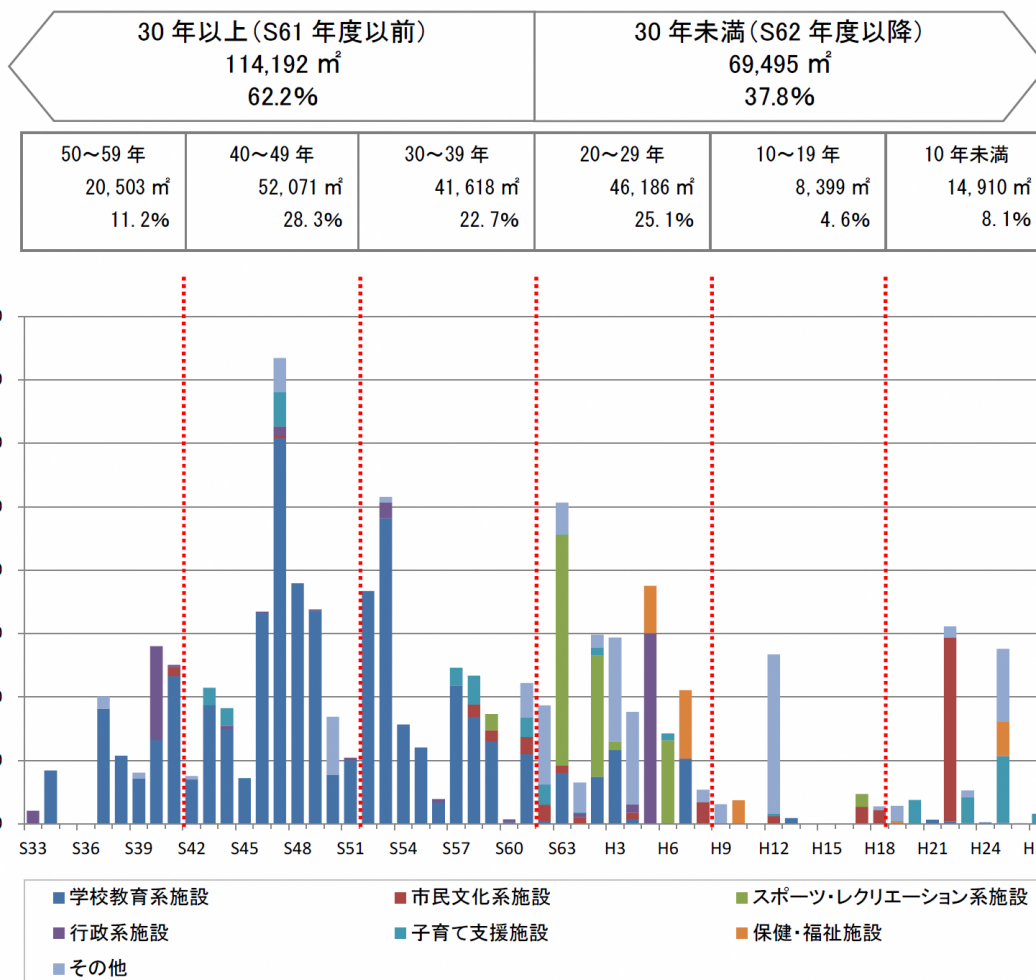
① 建築系公共施設

平成28年9月30日時点において建築から30年以上を経過した施設の延床面積は全体の62.2%を占めている。一般的に建築後30年程度を経過すると、建物の躯体(壁、床等)や設備(空調、給排水、電気類等)の経年劣化等により、大規模な修繕や改修の必要性が高まるため、ここでは、老朽化の一つの目安として捉えている。年代別に内訳をみると、建築から20年以上50年未満を経過した施設の延床面積が全体の約76%を占めている。

用途分類別にみると、学校教育系施設は延床面積の92.2%が30年以上を経過している。スポーツ・レクリエーション施設は延床面積の96.6%が30年未満の建物であるが、既に20年以上を経過したものが大半を占めており、近いうちに30年に達する面積が急増する見込みである。

耐震化の状況については、平成26年度末時点で、防災上重要な公共建築物及び不特定多数の者が利用する公共建築物の合計は104棟で、このうち小・中学校(60棟)ではすべての建築物で耐震診断や診断結果に基づく必要な耐震改修が実施され、耐震化率は100%となっている。学校施設以外の防災上重要な公共建築物は44棟で、そのうち新耐震基準による建物が31棟(70%)、旧耐震基準による建物で耐震化対応済みの建物が7棟(16%)で、耐震化率は86%である。

図表 建築年度別・用途分類別延床面積



(出典:小金井市公共施設等総合管理計画(平成 29 年 3 月))

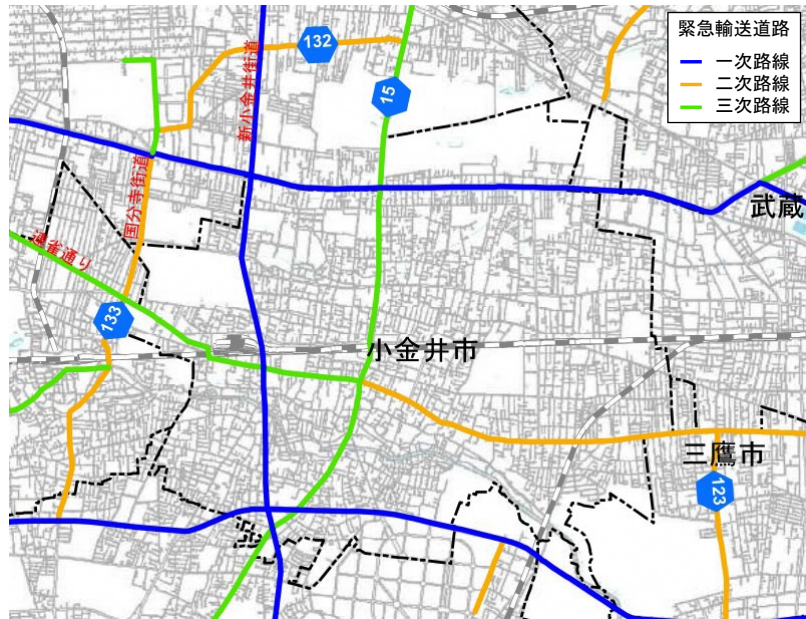
② 道路

市道は平成 27 年 4 月時点で、総延長約 160km、道路面積 787,938 m²を敷設している。道路種別ごとでは、基幹的的道路網が約 32km (20.1%)、主要な生活道路であるその他道路が約 128km (79.9%)の構成である。

都は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、第1次～第3次緊急輸送道路を設定しており、市域を縦貫・横断している。

市街地にある幹線道路などの空間は、これ自体ある一定の幅を有しており火災の延焼を防止する機能を備えているが、更に沿道の建築物の不燃化を支援して、都市の延焼遮断帯としての活用を図っている。

図表 市内の緊急輸送道路



(出典:東京都緊急輸送道路ネットワーク計画図(令和2年4月時点))

図表 市内の延焼遮断帯

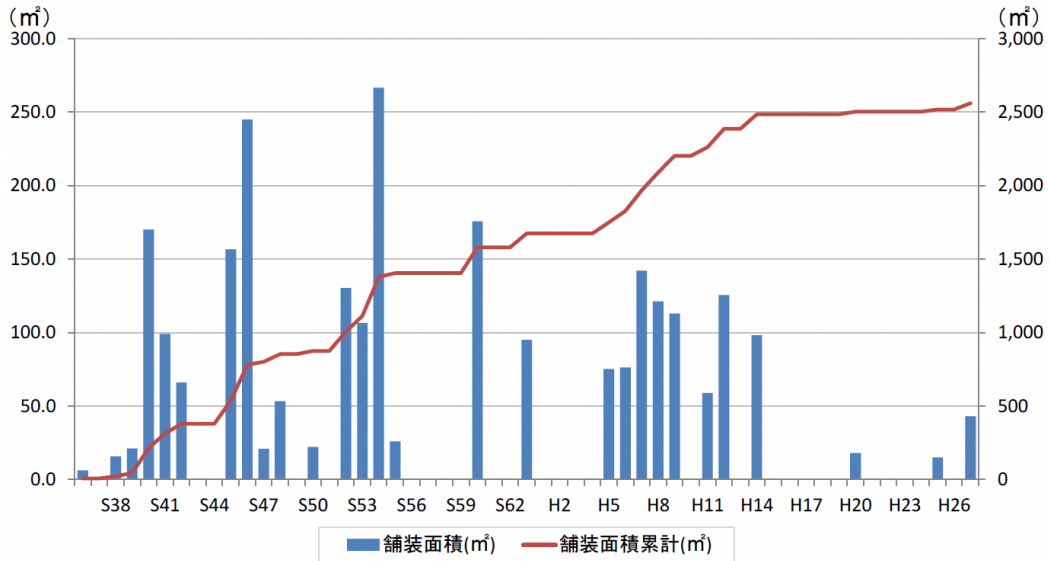


(出典:防災都市づくり推進計画の基本方針(東京都))

③ 橋りょう

橋りょうは平成 27 年 4 月時点で、総延長約 532m、面積は約 2,866 m²で、橋数は総数 72 橋である。建設年次別では、昭和 40 年頃から平成 14 年頃にかけて多くを整備している。建設後 50 年を経過する橋りょうは平成 28 年度時点で 7 橋(14.6%)であるが、令和 18(2036)年度には、22 橋となり、45.8%を占めることになる。

図表 橋りょうの建築年次別面積の状況



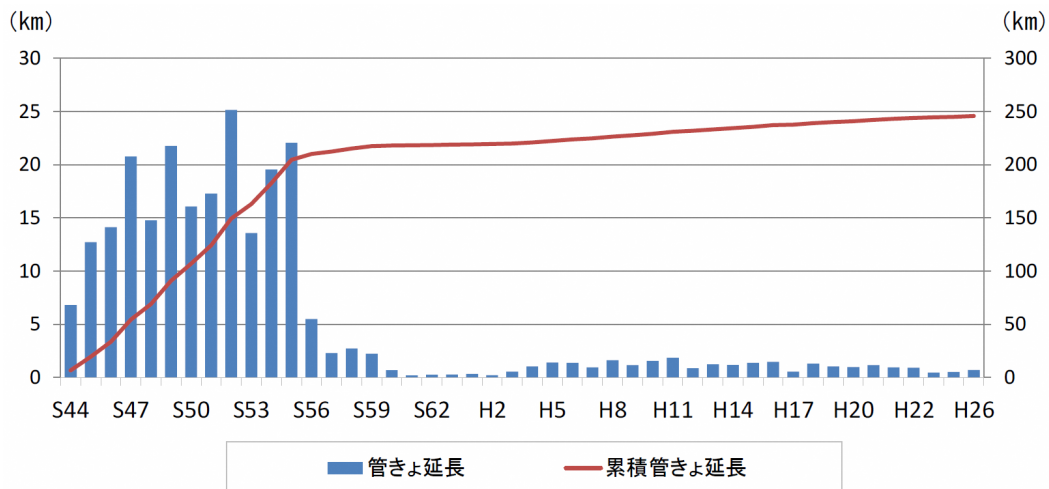
(出典:小金井市公共施設等総合管理計画(平成 29 年 3 月))

④ 上下水道

下水道に関しては、管きよの延長を年度別の施工状況でみると、昭和 44 年から昭和 56 年頃までの間で急速に整備を進め、約 208km に達したが、その後は開発に伴う管きよの敷設を行う程度で、年間約1km の割合で整備が進められている状況で、総延長距離は約 245km となっている。このように集中的に敷設された管きよは全体の約 85%を占めており、令和 3(2021)年度以降、標準的耐用年数である 50 年を超えはじめ、更新のピークが訪れることとなる。

上水道に関しては、東京都水道局が水道管路の耐震継手化 10 ヶ年事業を平成 24(2012)年度から進めており、本市における配水管の耐震継手率は 41%(令和元年度末現在)となっている。

図表 汚水管きよ年度別施行状況



(出典:小金井市公共施設等総合管理計画(平成 29 年 3 月))

(3) 防災施設・避難施設

本市の主な防災拠点については、市役所本庁舎(災害対策本部)、市役所第2駐車場(地域内輸送拠点)、小金井市総合体育館(地域内輸送拠点)等がある。

一時避難場所は、火災や自宅倒壊の危険がある場合に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難体制を整える場所であり、広域避難場所は、延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園等である。本市において、広域避難場所は5か所、一時避難場所は20か所整備している。また、避難所として市内の市立小・中学校等を16か所、福祉避難所として高齢者施設等を21か所指定している。

消防団詰所は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、市民の安心と安全を守るという重要な役割を担う消防団の活動拠点として設置している。市内には、5か所の詰所が整備されている。また、災害対策用の応急資機材や食料等を備蓄すること等を目的として、市立小中学校等市内32か所に備蓄倉庫・防災倉庫を配置している。

小金井市内の国分寺崖線と武蔵野公園に挟まれた空間には、野川の治水安全度向上を目的とした野川第一調節池及び第二調節池が都によって整備されている。

2 基本的な考え方

2.1 想定リスク

市民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定される。自然災害については、首都直下地震等の巨大地震が遠くない未来に発生する可能性があるとして予測されている。また、地球規模での気候変動に伴う台風の巨大化や短時間豪雨の増加傾向など、大規模自然災害はひとたび発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすこととなる。

これらの状況を踏まえ、まずは大規模自然災害を想定した計画とする。

(1) 地震

「首都直下地震等による東京の被害想定報告書(平成 24 年 4 月)東京都防災会議」によると、多摩直下地震(M7.3)では市域の約 67%で震度 6 強、市域の約 33%で震度 6 弱のゆれが想定され、立川断層帯地震(M7.4)では市域の約 41%で震度 6 強、市域の約 59%で震度 6 弱のゆれが想定されており、震度 6 強の地域が広範囲に発生する。これらの地震により想定される被害の概要は下表のとおりである。

本市には、木造住宅密集地域がある。老朽木造住宅が密集しており、震災時に延焼被害のおそれがある。

図表 多摩直下地震及び立川断層帯地震により想定される被害の概要

要因		多摩直下地震	立川断層帯地震
建物全壊		725 棟	645 棟
原因別	ゆれ	723 棟	643 棟
	液状化	0 棟	0 棟
	急傾斜地崩壊	2 棟	2 棟
建物半壊		2,515 棟	2,571 棟
原因別	ゆれ	2,510 棟	2,566 棟
	液状化	0 棟	0 棟
	急傾斜地崩壊	5 棟	5 棟
地震火災(倒壊建物含む)		1,974 棟	1,149 棟
(焼失率)		(7.7%)	(4.5%)
ライフライン	電力(停電率)	12.9%	9.6%
	通信(不通率)	7.7%	4.9%
	ガス (低圧ガス供給支障率)	50.0%~100.0%	0.0%~98.0%
	上水道(断水率)	42.8%	36.6%
	下水道(管きよ被害率)	23.6%	22.5%

※各要因について最大被害を生じる条件(時期及び時刻、風速)による想定。

(出典:小金井市地域防災計画)

図表 木造住宅密集地域



■ : 木造住宅密集地域

(出典:防災都市づくり推進計画の基本方針(東京都))

地域名
小金井市本町 3 丁目
小金井市東町 2 丁目

(2) 風水害

野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図によれば、小金井市内の居住区域における浸水深はおおむね 2m 未満の範囲である。浸水深 0.5m 以上の範囲は河川沿川を中心に広く見られ、床上浸水が想定される。

過去 30 年間(平成元年～平成 30 年)で、野川流域では 2 回、仙川流域で 7 回の水害履歴があり、石神井川流域では水害履歴がない。近年の短時間降雨強度の強い降雨により、部分的に低い土地や地下空間においても浸水被害が発生している。

図表 過去 30 年間(平成元年～平成 30 年)の水害履歴

流域	発生日時	被災地区(町丁目)	床上浸水	床下浸水	浸水面積(ha)
野川	平成元年8月 (大雨)内水	東町4	—	1棟1世帯	0.01
	平成30年8月 (大雨)内水	中町	3棟3世帯	—	0.02
仙川	平成元年7月 内水	梶野町3、梶野町4、 緑町2、東町4	2棟2世帯	10棟10世帯	0.10
	平成元年8月 (大雨)内水	梶野町3、梶野町4、 緑町2、東町4	5棟5世帯	25棟25世帯	0.24
	平成3年9月 (台風)内水	梶野町3	3棟3世帯	10棟10世帯	0.10
	平成11年8月 (熱帯低気圧)内水	梶野町	—	13棟16世帯	0.25
		緑町	—	7棟7世帯	0.08
	平成12年9月 (集中豪雨)内水	梶野町3、梶野町4	—	9棟5世帯	0.12
		緑町2	—	2棟	0.03
		貫井北町2	—	1棟	0.03
	平成17年9月 (集中豪雨)内水	東町2、梶野町3、 梶野町4、緑町4	—	8棟8世帯	0.07
	平成18年9月 (集中豪雨)内水	梶野町3	—	5棟5世帯	0.05
梶野町4		—	1棟1世帯	0.01	
緑町1		—	1棟1世帯	0.01	

(出典:東京都建設局区市町村別の水害データ)

(3) 土砂災害

市内には、急傾斜地崩壊危険箇所が 4 か所、大規模盛土造成地が 3 か所あり、宅地造成工事規制区域が市域中央を東西に広がっている。

また、土砂災害警戒区域が 10 か所、うち 8 か所は土砂災害特別警戒区域の指定がされている。

図表 急傾斜地崩壊危険箇所

住所	斜面区分
小金井市貫井南町 3-8	自然斜面
小金井市貫井南町 3-13	自然斜面
小金井市東町 5-5	人工斜面
小金井市東町 5-6	人工斜面

(出典:小金井市地域防災計画)

図表 大規模盛土造成地

住所	面積
小金井市貫井北町 3-6 外	約 38,000m ²
小金井市貫井北町 3-3 外	約 14,000m ²
小金井市貫井北町 3-1 外	約 11,500m ²

(出典:小金井市地域防災計画)

図表 土砂災害警戒区域

住所	警戒	特別警戒	備考
小金井市貫井南町 3-13	○	○	一部、貫井南町 4-26
小金井市貫井南町 3-8	○	○	一部、貫井南町 4-27
小金井市貫井南町 3-8	○	○	一部、貫井南町 4-27
小金井市貫井南町 3-2	○	○	
小金井市前原町 3-37	○	○	
小金井市中町 1-11	○	—	
小金井市中町 1-12	○	○	
小金井市東町 5-6	○	○	
小金井市東町 5-3	○	—	
小金井市東町 1-6	○	○	一部、三鷹市大沢 3-10

(出典:小金井市地域防災計画)

(4) その他、複合災害

東京都地域防災計画において、富士山の噴火による広範囲な降灰に起因する被害が想定されている。「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」によれば、本市は 2～10cm の降灰が想定されており、交通・ライフラインへの被害等が生じる可能性がある。

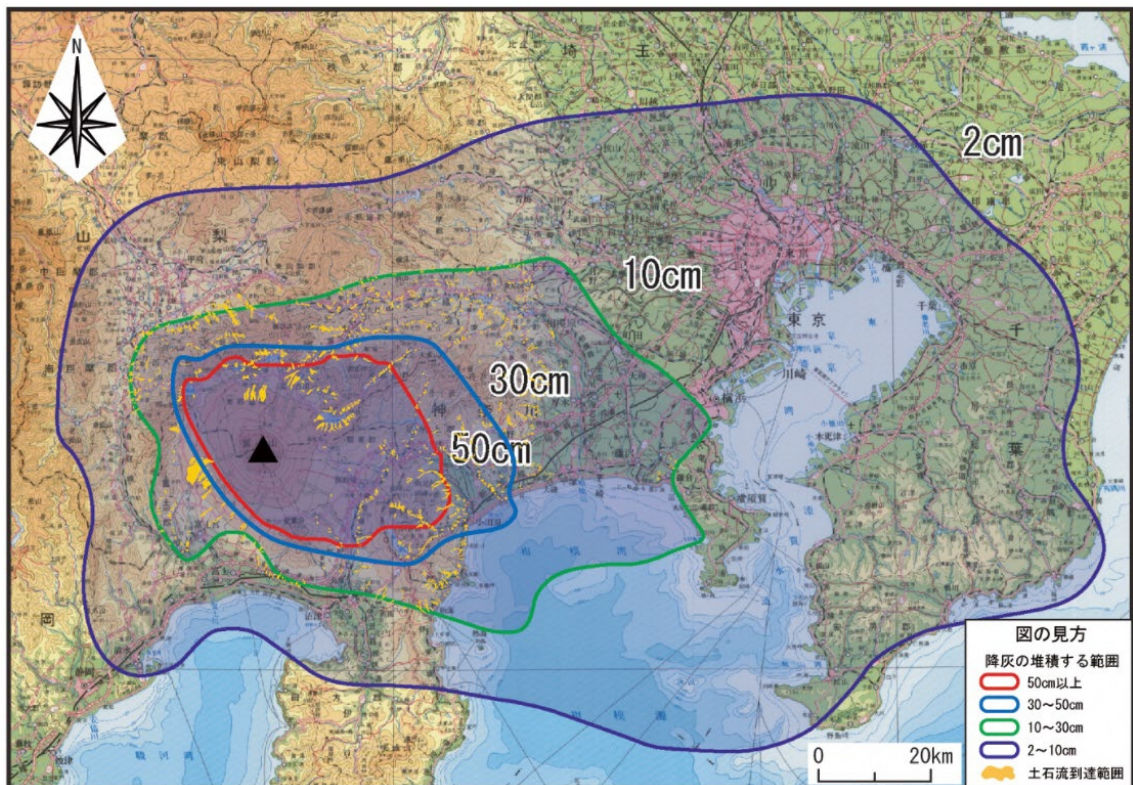
また、新型コロナウイルス感染症等の感染症まん延時における避難や災害対応など、感染症と自然災害の複合災害となる恐れが懸念されている。複数の自然災害が同時期に発生する事態は、複合災害として想定する。

図表 富士山の噴火による被害想定

	内 容	
噴火の規模等	規 模	宝永噴火と同程度
	継 続 期 間	16日間
	時 期	①梅雨期 ②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	八王子市及び町田市の一部	10cm程度
	その他の地域 (具体的範囲は別図のとおり)	2～10cm程度
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農 林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等 に伴うもの	洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害

(出典:東京都地域防災計画 火山編)

図表 富士山の噴火降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲



(出典:富士山火山防災協議会「富士山火山防災マップ」)

2.2 目指すべき将来の地域の姿

市域に甚大な被害を及ぼすおそれのあるいかなる大規模自然災害に対しても、致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさをもった安心・安全な地域とし、将来にわたって住みやすい小金井市の維持・発展を目指す。

2.3 基本目標

基本計画と調和を図り、次の4点を基本目標とする。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

2.4 事前に備えるべき目標

基本計画に定められた8つの事前に備えるべき目標と調和を図り、次の8点を事前に備えるべき目標とする。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

2.5 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

国の基本計画では、国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりについて、基本的な方針を定めている。

本市では、基本計画との調和を図るため、特に以下の点に留意して地域の強靱化を推進する。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

○強靱性を損なう本質的原因の検討

本市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。

○長期的な視点に基づく計画の推進

短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。

一方で、短期的な視点に基づきPDCAサイクルによる進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行うこと。

(2) 適切な施策の組み合わせ

○ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせることで効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。

○「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携

「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。

○平時の有効活用を踏まえた対策

非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

○既存の社会資本の有効活用

既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。

○民間基金の積極的な活用

限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること。

○施設等の効率的かつ効果的な維持管理
施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

○安全な土地利用の促進
人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

○強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備
人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。

○女性、高齢者、子供、障害者、外国人等への配慮
女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。

○自然との共生
地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

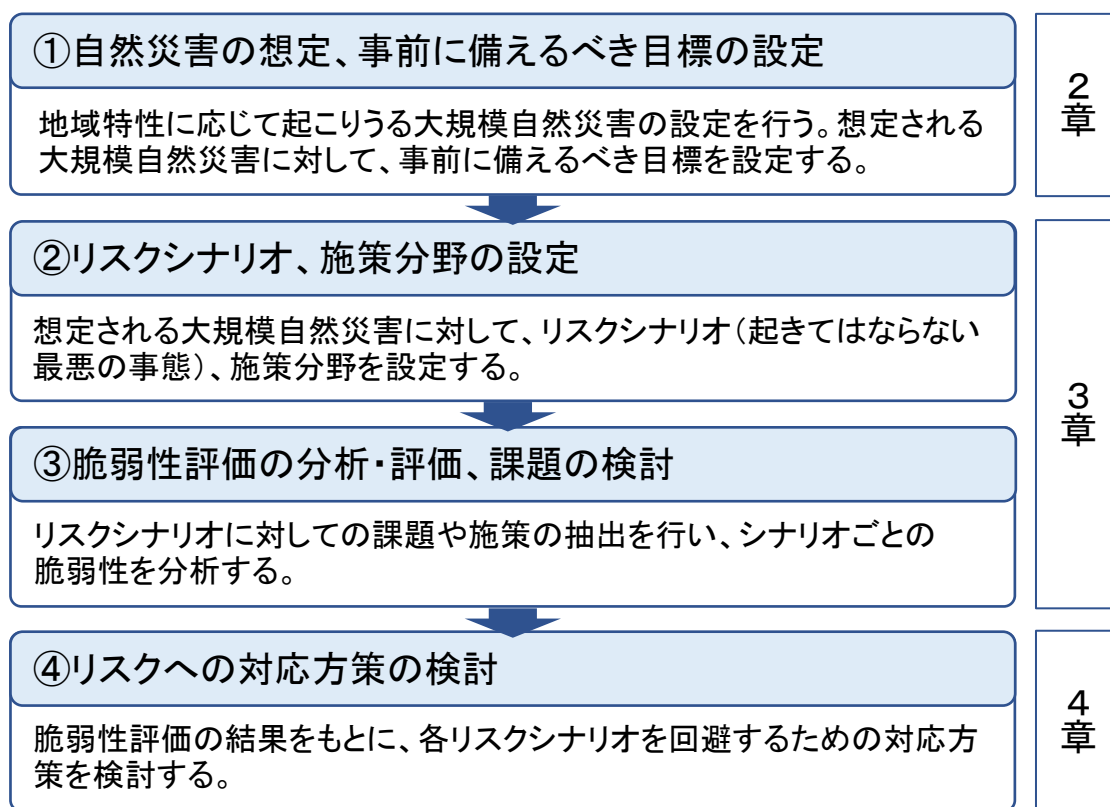
3 脆弱性評価

3.1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること(以下、「脆弱性評価」という。)は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり、国の基本計画や都の地域計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本市における大規模自然災害等のリスクに対する脆弱性を把握するため、以下の手順により脆弱性の分析・評価を行った。

図表 脆弱性評価の手順



3.2 リスクシナリオの設定

8つの事前に備えるべき目標の妨げとなるものとして、40個の起きてはならない最悪の事態(以下「リスクシナリオ」という。)を定める。

図表 リスクシナリオ

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な市街地等の浸水による死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-5	避難行動要支援者への支援の不足等による死傷者の増大
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	自衛隊、警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5	金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
		5-6	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
		5-7	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
		6-6	大規模火山噴火に伴う降灰によるライフラインや交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃
		7-6	感染症まん延下の大規模自然災害による感染者の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

3.3 施策分野の設定

(1) 個別施策分野

脆弱性評価を行うに当たり設定する個別施策分野は、第 5 次小金井市基本構想・第 5 次小金井市前期基本計画と調和を図り、下記のとおりとする。

- 環境と都市基盤
- 地域と経済
- 子どもと教育
- 文化と生涯学習
- 福祉と健康
- 行政運営

(2) 横断的分野

横断的分野は、国の基本計画を踏まえ、下記のとおりとする。

- リスクコミュニケーション
- 人材育成
- 官民連携
- 老朽化対策
- 研究開発

3.4 脆弱性評価の結果

(庁内調査を実施後、とりまとめ予定)

4 推進方針

(庁内調査を実施後、とりまとめ予定)

5 計画の推進

5.1 進捗管理

本計画は、本市における国土強靱化施策を推進するための基本的な指針となるべきものである。したがって、強靱化の具体的な取組については、市地域防災計画等の当該取組が位置付けられたそれぞれの計画等のもとで、着実に推進していくものとする。

本計画の推進方針に基づき実施する個別の事業は、「別紙●個別の事業一覧(庁内調査を実施後、とりまとめ予定)」のとおりであるが、本市の強靱化を着実に推進するため、進捗状況及び新規事業の把握などを行うこととする。

5.2 計画の見直し

国や都の動向、総合計画をはじめとする各種計画等との整合性や施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行う。また、本計画は、他の分野別計画における国土強靱化に関する指針となるため、他の計画の見直し及び修正等において、本計画と整合を図るものとする。